

社会福祉法人ともかわさき
令和 8 年度 事業計画

1 事業方針

法人の理念の実現に向け、社会状況やニーズの変化に適確に対応するとともに、法令遵守と人権擁護に徹し、障害者がその人らしく安心して地域生活を送れるように各事業を展開する。

持続的に川崎市の地域福祉を担う法人として財務状況の安定、人材の確保、事業所運営の充実に取り組んでいく。

<法人の理念>

- 利用者が安心して利用できる事業をめざします。
- 利用者一人ひとりの人権を尊重し、利用者主体の上質なサービスを提供します。
- 利用者の希望に沿った自立生活を実現できるよう、適切に支援できる職員の育成に努めます。

2 重点項目

(1) 財務基盤の安定

法人財務については、物価高騰による収支への影響が予想されるが、給付費請求を確実に収入に反映するなどして、必要とされるサービスを継続的に提供できるよう運用資金積立の確保と当期末収支資金残額が相応額となるよう努める。

(2) 人材の確保と育成

ア 人材確保

人材の確保は、安定的な事業運営には不可欠であり、職員採用に向けては、必要な各種新卒・中途・経験者採用も含めて、幅広い求人広報を展開する。法人施設の見学や職業体験、教育機関からの社会福祉士・保育士等の実習受け入れ等による法人の魅力発信などの方策を積極的に行う。

イ 人材育成・活用

人材の育成は、法人の運営と事業サービスの充実に不可欠であり、採用時から知識及び技能の習得と向上を目的に階層別・職務別法人内研修の充実や外部参加研修を実施する。

また、将来の法人事業の担い手となれる管理職候補者の育成を図る。人事異動による職員のキャリア育成と管理者等への人材登用を図っていく。

(3) 事業所の整備

ア 生活介護事業所の施設整備

事業所でのサービスの質を維持向上させるため内装・設備の改補修等が必要な事業所について計画的な工事を行う。

イ 共同生活援助事業所

「とも共同生活事業所」として中野島6丁目に「仮称なかのしま7・8」の開設を進める。開設後は運営事務所も移転する。

ウ 共同生活援助事業運営事務所

令和8年度から新たな事務所に移転する。

エ 事業所の建て替え

川崎市と建築年数の経過した事業所の建替えなどの協議を進める。

(4) 事業所等再編

ア 川崎市三田福祉ホーム

令和8年3月で指定管理が終了した「三田福祉ホーム」の円滑な川崎市への引き渡しを行う。「なしの実」送迎車の駐車場を確保する。

イ 「どりーむ」

建物等の解体工事を行い更地にして川崎市に土地を返還する。

ウ 地域相談支援センター

「ドルチェ」の旧事業所の整理を行い、併せて2事業所における相談業務の充実を図る。

エ グループホーム「なんぺい」

多摩区中野島6丁目に移転整備を進め、「なんぺい」は廃止する。利用者には状況等に応じて最適な転所をお願いする。

3 事業別項目

<通所サービス部門>

(1) 生活介護事業

生活介護11事業所で、利用定員合計428名で障害者総合支援法に基づき事業を実施する。事業所では、車両による利用者送迎サービス、日中活動として作業・就労支援・文化・余暇・スポーツレクリエーション、給食、介護、健康管理などのサービスを提供する。

(2) 就労支援事業

「就労おおしま」において利用定員合計20名で障害者総合支援法に基づき就労継続支援B型事業を実施する。事業所では、受注した下請作業、清掃作業や点字名刺の作成等を通して就労支援を行うほか、新たな就労業務の開拓に取り組む。

(3) 給食（配食）サービス事業

「ひらま」「ちとせ」「すえなが」の3事業所で「わたりだ」を除いた各事業所への配食サービスを実施する。事業所への配食は保冷車両を使用する。

＜地域生活支援部門＞

(1) 短期入所事業

短期入所 2 事業所で、障害者総合支援法に基づき事業を実施する。

① 「ライブリー」

短期入所は利用定員 10 名、日中短期入所は利用定員 5 名で実施する。短期入所定員 10 名のうち 2 名は「川崎市障害者(児)緊急短期入所ベッド確保事業要綱」に基づく緊急入所定員とする。

事業所では短期宿泊及び日中活動のサービスを提供する。食事については業務委託を行い利用者に提供する。昼食は生活介護事業所わたりだの利用者等にも提供する。

② 短期入所事業所「ひらま」

短期入所は利用定員 12 名で実施する。事業所では短期宿泊及び日中活動のサービスを提供する。食事については朝食・昼食は生活介護事業所ひらまの配食サービスを、夕食については外部の配食サービスを利用する。

(2) 相談支援事業

相談支援 2 事業所で、地域で生活する障害者及び家族等の相談に応じ、各種サービスの利用援助・調整などを通じて地域生活に必要な支援等を行う計画・地域移行の事業を実施する。法人内の相談業務人材の確保を図り相談業務の充実を図る。

① 地域相談支援センター「ラルゴ」(幸区)

幸区北加瀬にある「かせやま」内に事業所を置き、相談支援専門員 3 名で、幸区内の担当区域における計画・地域移行の相談支援を行う。

② 相談交流ひらま(中原区)

なかはら障害福祉施設ひらま内に事業所を置き、相談支援専門員 2 名で、中原区における計画相談支援を行う。

(3) 地域生活支援事業

① とも移動支援等事業所

障害福祉サービスの行動援護、川崎市の地域生活支援事業の移動支援及びあんしんサポートをヘルパー 12 名・他事業所職員 2 名で実施する。主に土曜・休日の外出余暇活動による社会参加への支援や自宅での家事援助・見守りなどの生活支援サービスを提供する。

② 日中一時支援事業所「ひらま」

なかはら障害福祉施設ひらま内に事業所を置き、利用定員 10 名で「川崎市日中一時支援(障害児・者一時預かり)事業実施要綱」に基づき事業を実施する。

(4) 障害者生活支援・地域交流事業

なかはら障害福祉施設ひらま内の「相談交流ひらま」において ①ボランティア協働事業 ②パラアート活動事業 ③ひらま菜園事業 ④ひらま施設開放事業 ⑤情報発信事業などを行う。

法人各事業所においても地域に合った地域交流事業の取組みを進める。

＜居住支援部門＞

(1) 共同生活援助事業（グループホーム）

「とも共同生活事業所」として当初は7グループホームで、定員合計34名、職員35名で障害者総合支援法に基づき実施する。「仮称なかのしま7・8」開設後は8グループホームで、定員合計40名、職員40名で実施する。

世話人及び生活支援員が交代で業務を行い、食事(朝食・夕食)の提供や通院支援、日常の身辺支援を行う。

ア 多摩区中野島でグループホーム「なかのしま1」（男性5名）、「なかのしま2」（女性5名）、グループホーム「なかのしま3」（男性5名）、「なかのしま4」（男性5名）、グループホーム「なかのしま5」（女性5名）、「なかのしま6」（女性5名）を運営する。

イ 多摩区中野島でグループホーム「なかのしま7」（定員5名）、「なかのしま8」（定員5名）を年度内に運営開始する。

ウ 宮前区南平台のグループホーム「なんぺい」（女性4名）は、中野島6丁目に「仮称なかのしま7・8」の開設まで継続運営していく。

＜法人本部部門＞

(1) 法人本部

「なかはら障害福祉施設ひらま」（中原区上平間）内に法人事務局を置き、法人本部としての運営管理等を行う。

(2) 法人事務局分室

「地域福祉施設ちどり」（高津区溝口）内に分室を置き、次の事務等を行う。

① 地域福祉施設管理事業（市管理運営委託）

「地域福祉施設ちどり」会議室の管理運営を行う。

② 地域福祉活動援助事業（市委託事業）

障害者ふれあい製品振興事業、本人部会活動事業、学齢障害児地域活動事業、知的障害児者研修事業等の実施を支援する。

③ 団体等補助・支援事業（市委託事業）

川崎市育成会手を結ぶ親の会・川崎市自閉症協会・川崎市肢体不自由児者父母の会の活動費を補助する。

④ 心身障害児者福祉大会の開催を支援する。

⑤ 川崎市育成会手を結ぶ親の会事務局を事務局分室において支援する。

(3) 法人の地域における公益的取組

社会福祉法人の地域における公益的取り組みとして①「まちかどパラアート展」の開催などパラアート活動を展開する。②社会福祉法人・施設地域貢献事業（地域生活支援SOSかわさき事業）に加盟協力する。

4 法人運営

(1) コンプライアンスと指導管理体制

法人事業の運営に関しては、①関係法令遵守の徹底、②自己統制として事業所での事業自己点検シートによる確認、③法人本部による事業所への指導面談（内部監査）の実施、④管理職による事業所への運営指導、主査主任会巡回などによる指導管理の実施、⑤定期的な各種報告書提出、⑥管理職・管理者会議の開催、⑦事務局通信発行などによる法人本部による事業管理体制を継続する。

(2) 権利擁護の推進

利用者をはじめとする権利侵害が起きない起こさない権利擁護を徹底する。業務マニュアルや服務心得を基本に利用者が常に安心して利用できる利用環境を整える。

利用者の権利擁護、虐待防止などのため虐待防止委員会を設置し、権利擁護等をテーマにした研修を階層別に計画実施するとともに、毎年10月の権利擁護月間には各事業所で独自の取り組みと研修を計画実施する。

(3) 労務管理

就業管理システムにより勤務状況を把握し適正な労務管理を行い、簡便な出退勤・届出手続きなど、職員が働き続けやすい業務体制を維持する。事業所における時間外労働について管理者の労務管理を徹底する。

職員の定年雇用年齢の延長検討など社会状況に応じた働き方が可能な労働環境の整備に引き続き努める。

現給与表から新給与表への改定を検討する。

(4) 業務管理

本部と事業所間の業務管理のシステム化によるサービス運営体制の効率化、高度化を進める。

(5) 会計監査人の導入

法人の内部統制を図るため会計監査人を設ける手続きを進める。

5 評議員及び役員

(1) 評議員（第15期）

- | | | | |
|------|-----------------------|--------|--------|
| ①定数 | 7～9名 | | |
| ②任期 | 令和11年6月開催の定時評議員会終結時まで | | |
| ③評議員 | 明石 洋子 | 藤井 礼子 | 田部井 恒雄 |
| | 富永 健太郎 | 成田 すみれ | 宮脇 護 |
| | 池田 健児 | 加藤 敦子 | |

(2) 理事・監事（第16期）

- | | | | |
|------|----------------------|-------|------|
| ①定数 | 理事6～8名 監事2名 | | |
| ②任期 | 令和9年6月開催の定時評議員会終結時まで | | |
| ③理事長 | 桑原 賢治 | | |
| ④理事 | 峰 浩一 | 市田 直美 | 中川 浩 |
| | 堀内 昭広 | 市田 慎一 | |
| ⑤監事 | 星 栄 | 奥山 浩子 | |

5 事業所管理職・役職者等計画

事業所名	管理職	主査・主任	管理者	サービス管理責任者
法人本部・事務局	事務局長 峰 浩一 主幹 堀内昭広 主幹 市田慎一			
事務局分室	分室長 高橋 賢二			
就労支援事業所 おおしま	主幹 御原恵子	主任 星野ブライアン聡	管理者 御原恵子	サービス管理責任者 門間哲平
生活介護事業所 おおしま		主査 島田悦子 主任 羽生友子	管理者 島田悦子	サービス管理責任者 玉島美奈子
ライブラリー	施設長 杉浦辰彦	主任 鈴木祥治郎	管理者 杉浦辰彦	
わたりだ	主幹 市田直美	主任 松本哲志	管理者 市田直美	サービス管理責任者 金子真弓
むぎの穂		主査 片岡健	管理者 片岡健	サービス管理責任者 小林大輔
生活介護事業所かせやま	主幹 泊 昇	主任 池内正志	管理者 泊 昇	サービス管理責任者 青木章弘
とも移動支援等事業所			管理者 泊 昇	サービス提供責任者 大原雅世
地域相談支援センター ラルゴ			管理者 泊 昇	相談員 小野寺隆介、金丸直子 倉嶋美香
生活介護事業所 ひらま	主幹 中川 浩	主査 高嶋直美 主任 木下明美	管理者 高嶋直美	サービス管理責任者 小林淳史
短期入所事業所 ひらま		主査 玉島和裕 主任 是永瑞穂	管理者 中川 浩	
日中一時支援事業所 ひらま			管理者 中川 浩	
相談交流ひらま		主査 宇津木健二	管理者 中川 浩	相談員 宇津木健二、廣田 潤
ひさすえ	主幹 水野谷博路	主任 金井 智彦	管理者 水野谷博路	サービス管理責任者 高橋将
ちとせ		主査 細渕俊一 主任 豊田美佳	管理者 細渕俊一	サービス管理責任者 町田航平
たちばな		主査 塚田雅典	管理者 塚田雅典	サービス管理責任者 佐伯達彦
すえなが	主幹 三上仁彦	主査 吉原 賢	管理者 吉原賢	サービス管理責任者 八巻玉水
なしの実		主査 清水 亮	管理者 清水 亮	サービス管理責任者 宮本武和
あかね			管理者 三上仁彦	サービス管理責任者 小野孝浩
とも共同生活事業所	主幹 桑井小百合	主査 小野山照美	管理者 桑井小百合	サービス管理責任者 小野山照美、酒井和明

6 職員配置計画

事業所名		常勤	非常勤	合計
生活介護	生活介護事業所おおしま	12	5	17
	わたりだ	10	2	12
	むぎの穂	10	3	13
	生活介護事業所かせやま	10	3	13
	生活介護事業所ひらま	16	9	25
	生活介護事業所ひさすえ	16	7	23
	ちとせ	12	8	20
	たちばな	11	5	16
	すえなが	12	5	17
	あかね	19	10	29
	なしの実	13	6	19
	給食	3	15	18
	就労支援	就労支援事業所おおしま	5	1
短期入所	ライブリー	15	2	17
	短期入所事業所ひらま	16	0	16
日中一時支援	日中一時支援事業所ひらま	2	0	2
行動援護	とも移動支援等事業所	1	12	13
相談支援	ラルゴ	3	0	3
	相談交流ひらま	2	0	2
居住系	とも共同生活事業所	24	11	35
事務部門	法人本部・事務局	6	2	8
	事務局分室/ちどり	3	1	4
合 計		221	107	328

※兼務の場合は、主事業所に計上

7 サービス提供計画

事業所名		定員	現員	備考	
生活介護	生活介護事業所おおしま	35	29		
	わたりだ	20	21	新卒1名	
	むぎの穂	40	28		
	生活介護事業所かせやま	40	26	新卒3名	
	生活介護事業所ひらま	40	40	新卒2名	
	生活介護事業所ひさすえ	57	39		
	ちとせ	40	34	新卒1名	
	たちばな	34	28	新卒1名	
	すえなが	40	30		
	あかね	47	50		
	なしの実	35	32		
	小計		428	357	
就労支援	就労支援事業所おおしま	20	21		
短期入所	ライブリー	10	—		
	短期入所事業所ひらま	12	—		
日中一時支援	日中一時支援事業所ひらま	10	10		
共同生活援助	とも共同生活事業所	なんぺい	4	4	
		なかのしま1	5	5	
		なかのしま2	5	5	
		なかのしま3	5	5	
		なかのしま4	5	5	
		なかのしま5	5	5	
		なかのしま6	5	5	
	小計		34	34	
合計		514	422	新卒8名	

※「現員」は4月1日時点での予定数

8 評議員会・理事会

評議員会

6月下旬 令和7年度事業報告、決算に関する件

理事会

6月上旬 令和7年度事業報告、決算に関する件他

12月上旬 令和8年度事業執行状況、中間会計報告他

3月下旬 令和9年度事業計画、予算に関する件他

9 諸会議

事業執行委員会	年12回開催	事業執行委員（理事長及び理事）
管理職・管理者会議	年12回開催	管理職・管理者・事業執行委員
主査主任会	年3回程度	主査・主任・担当管理者
サービス管理責任者会	年4回程度	サービス管理責任者・担当管理者
看護師会	年3回程度	看護師・担当管理者
栄養士会	年3回程度	栄養士・担当管理者
虐待防止委員会	年6回程度	虐待防止委員
人材育成委員会	年12回開催	人材育成委員
採用促進委員会	年12回開催	採用促進委員
感染症等予防委員会	年3回程度	感染症等予防委員
衛生委員会	月1回開催	産業医・衛生委員

10 職員研修

新人研修会	年12回	令和7年度中途採用及び令和8年度採用職員対象
新入職員がダンス	3月末	令和8年度途中採用及び令和9年度採用職員対象
法人内研修会(人材育成委員会企画)	月2回程度	1年目研修、2年目研修、3・4年目研修、中堅研修、サービス管理責任者研修、主任研修、主査研修、事例検討（コンサルテーション）を階層別・職務別に対象職員に実施する。
安全運転講習会	年4回	令和7年度採用職員及び運転講習が必要な職員対象
外部研修会	随時	参加希望職員対象

11 工事・物品購入等

(1) 建物・設備関係

なかのしま7・8新設に伴う、スプリンクラーや自動火災通報装置等の消防設備設置費、及び備品購入

(2) 車両関係

「ひらま」「ひさすえ」の送迎用車両(共同募金会助成申請)購入

「わたりだ」「たちばな」「あかね」「なしの実」「ひさすえ」の送迎車両購入